

第二期京都市動物愛護行動計画の新指標について

1 新たな指標を設定するうえでの考え方について

京都市では、京都府との共同による「京都動物愛護センター」（愛称：動物愛ランド・京都）の設置（平成27年4月）を契機として、「人と動物とが共生できる うるおいのある豊かな社会」の具体的な姿を示す「京都動物愛護憲章」を平成26年12月に制定した。

この憲章に掲げる「人にも動物にも心地よいまち」の実現を目指し、「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」との考え方に立ち、不適正な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止するため、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」が制定されたところである。

こうした本市における動物愛護に係る動向や令和2年4月30日に改正された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえ、新たに策定する第二期の「京都市動物愛護行動計画」（以下、「計画」という。）においては、府市協働で運営している京都動物愛護センターを拠点とする取組を指標として、人と動物の共生のまちづくりに向けての取組をさらに進めていくこととする。

なお、指標値については、これまでの第一期計画での成果等を踏まえ、より高い値を設定することとし、これにより、京都府域全体の計画である京都府動物愛護推進計画の推進にも貢献していく。

2 指標項目について

(1) 殺処分数

- 第一期計画では「殺処分数」として、収容中に死亡した頭数を含め、また犬・猫の合計頭数を設定していた。
- 新たな基本指針では、以下のことが示された。

以下の殺処分の3分類の特に②に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の殺処分数について、平成30年度比50%減となるおおむね2万頭を目指すこと。

また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。

- ① 譲渡することが適切ではないもの（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ② ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）
- ③ 引取り後の死亡

- 第二期計画では、基本指針の趣旨を踏まえ、殺処分の3分類のうち、②に属する頭数を指標項目とし、犬・猫それぞれに指標値を設定する。
- 新指標値(R12)については、基本指針にある目標(H30比 50%減)よりも進んだもの(H30比 約60%減)とする。

殺処分数	H30実績	R1実績	第二期指標値案 (R12)
犬	0頭	0頭	0頭
猫	488頭	500頭	200頭 (R1比:60%減) (H30比:59%減)

(2) 引取数

- 終生飼養、適正飼養を推進するため、安易な飼育放棄を未然に防ぎ、飼い主の責務を果たすことが重要である。
- 第二期計画で新たに掲げる社会福祉施策と連携した「独居高齢者」及び「多頭飼育崩壊」への対策の検討や動物愛護教育の充実等により、引取数の抑制につなげる。
- そこで、第一期計画に引き続き、犬・猫それぞれの引取数の指標値を設定する。
- なお、第一期計画では、引取数について、「犬の引取数＝飼い主からの引取数」、「猫の引取数＝飼い主からの引取数及び所有者不明の保護数」となっていたが、第二期計画では、本指標項目を飼い主による責務の順守の程度を計るものとするために、猫についても「引取数＝飼い主からの引取数」とする。
- 新指標値(R12)については、殺処分数の指標値と同様に【H30比 約60%減】とする。

引取数	H30実績	R1実績	第二期指標値案 (R12)
犬	15頭	19頭	6頭 (R1比:68%減) (H30比:60%減)
猫	42頭	52頭	15頭 (R1比:71%減) (H30比:64%減)

(3) 返還・譲渡率

- 令和元年6月に公布された改正動物愛護管理法においては、令和4年6月に、繁殖業者等が犬猫を譲り渡す際にはマイクロチップを装着し、環境大臣に登録することが義務付けられた。また、それ以外の一般の飼い主等にも努力義務が課されたため、マイクロチップに対する関心が高まると思われる。
- マイクロチップの装着数が増加すれば、収容後の所有者等への返還数が増えるとともに、動物の遺棄及び逸走の際に、所有者等を把握できる可能性が高まり、所有者不明で本市に収容される数の減少が期待できる。

- また、収容した犬の譲渡促進に向けては、外部の専門家の監修のもとに職員が収容犬の行動修正等を行う「京都方式」を実施し、猫については、保護した子猫を譲渡できる月齢になるまで自宅でお世話をしていただく「子猫の一時預り在宅ボランティア」を実施している。
- さらに、ボランティア、獣医師会、民間企業等と連携した動物愛護センターの認知度向上を図る取組を強化することにより、譲渡事業等の活性化を図る。
- 先に示した引取数の抑制に加えて、所有者不明猫（いわゆる野良猫）対策の強化等による収容数の削減を図るとともに、保護収容した犬・猫の飼い主への返還、及び新たな飼い主への譲渡を進めていくことから、第一期計画に引き続き、返還・譲渡率の指標値を設定する。
- 新指標値（R12）について、犬については令和元年度実績から「100%」、猫については、毎年1%ずつ上昇させることとし「30%」と設定した。

返還・譲渡率	H30 実績	R1 実績	第二期指標値案 (R12)
犬	62% (内訳) 収容: 97 頭 譲渡: 44 頭 返還: 16 頭	96% (内訳) 収容: 69 頭 譲渡: 45 頭 返還: 21 頭	100%
猫	19% (内訳) 収容: 897 頭 譲渡: 167 頭 返還: 1 頭	20% (内訳) 収容: 907 頭 譲渡: 173 頭 返還: 4 頭	30%

【返還・譲渡率】(返還数+譲渡数) / 収容数

(4) 犬猫の苦情件数

- 第一期計画においては、適正飼養の普及啓発に係る指標として、犬猫の苦情件数を採用してきたが、苦情件数そのものは、京都府域全体としても減少傾向にある。
- 一方、本市に寄せられる苦情には、飼い猫の放し飼いによるふん尿被害や野良猫への不適切な餌やりなどから住民間のトラブルに至ったものが多く、また、最近では、河川敷の野犬について繰り返し報道があったことに伴う一過性の苦情の増加も見られた。
- 引取数や殺処分数の減少が示すように苦情の原因となる野良猫などは減少がみられるものの、苦情件数は上記のとおり行為者や地域などの事案の内容に大きく左右されることがあり、数値の解釈や目標値の設定に難しさがあることから、第二期計画における指標としては採用を見送ることとした。